

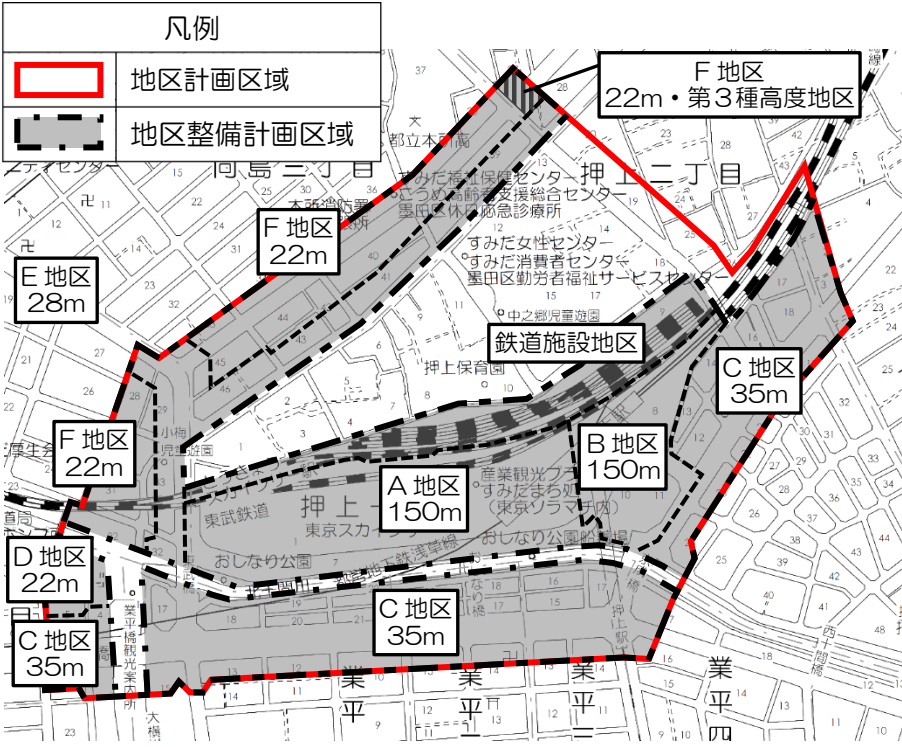
[illegible]

地区整備計画の内容について

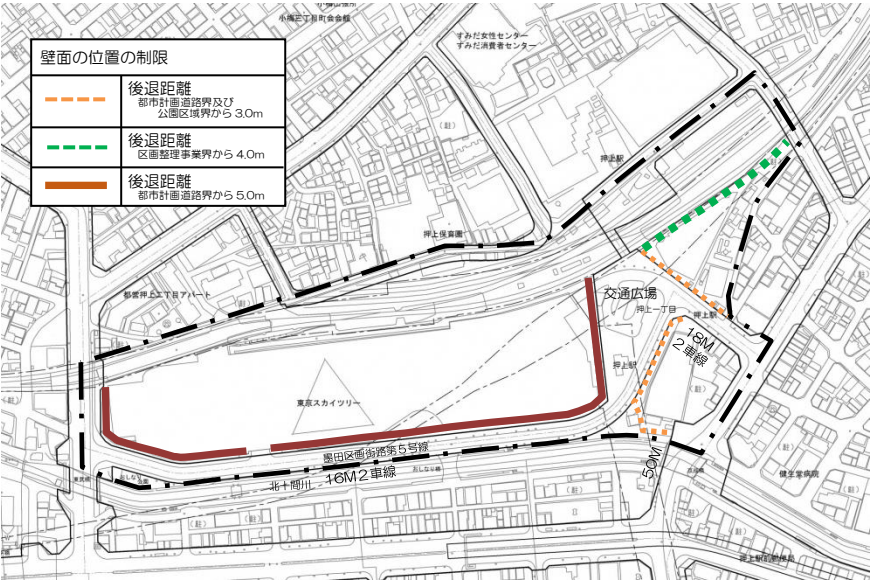
地区整備計画の概要

地区の区分	名称	新タワーゾーン			にぎわいゾーン			
		A 地区	B 地区	鉄道施設地区	C 地区	D 地区	E 地区	F 地区
	面積	約 4.9ha	約 1.7ha	約 2.5ha	約 8.3ha	約 0.4ha	約 2.5ha	約 3.6ha
地区整備計画（建築物等に関する事項）	建築物等の用途の制限	一定の風俗関連営業施設の建築及び用途の変更を規制します。		鉄道施設及び鉄道の高架の工作物内に設ける施設以外の建築物を規制します。	一定の風俗関連営業施設の建築及び用途の変更を規制します。			
	建築物の敷地面積の最低限度	3,000 ㎡ （適用除外されるもの） ・公衆便所、巡査派出所などの公益上必要な建築物の敷地として使用する土地 ・土地区画整理事業による換地面積が 3,000 ㎡未満の場合は、当該換地面積を敷地の最低限度とします。	500 ㎡ （適用除外されるもの） ・公衆便所、巡査派出所などの公益上必要な建築物の敷地として使用する土地 ・土地区画整理事業による換地面積が 3,000 ㎡未満の場合は、当該換地面積を敷地の最低限度とします。	――	60 ㎡ （適用除外されるもの） ・公衆便所、巡査派出所などの公益上必要な建築物の敷地として使用する土地 ・この制限の適用を受ける日以前に、60 ㎡未満であったもの また、その敷地は、相続や売却をすることができますが、建築する場合は敷地を分割して建築することはできません。			
	壁面の位置の制限	右図(※2)のとおり後退距離 3.0 m、4.0m、5.0mの壁面の位置の制限を定めます。		――	――			
	建築物の高さの最高限度	150m （適用除外されるもの） ・高架の工作物内に設ける建築物（新タワーに限る）の部分		――	35m	22m	28m	22m （一部区域のみ、22m・第3種高度地区） 右図（※1）参照
					（適用除外されるもの） ・現に存在する上記の高さを超える建築物において、その建築物の高さを超えない範囲で建替えされるもの（詳細については、ご相談下さい）			
	色彩その他の意匠の制限 建築物の形態又は色彩	・建築物等の外壁及び屋外広告物の形態、意匠、色彩等は、街並みや周辺への景観的調和に配慮してください。 ・新タワーはシンボルにふさわしい遠景、近景に配慮してください。 ・屋上及び壁面後退部分への広告物、看板等の設置を規制します。 ・配管類、室外機及び壁面や屋上に設置する機器・設備は、景観に配慮してください。			・建築物等の外壁及び屋外広告物の形態、意匠、色彩等は、街並みや周辺への景観的調和に配慮してください。 ・屋上への広告物、看板等の設置を規制します。（軽微な自家用広告物等は除きます。）			

（※1）地区整備計画を定める区域及び建築物の高さの最高限度について



（※2）新タワーゾーンにおける壁面の位置の制限について



地区整備計画の区域内において、建築計画や、用途の変更をするときは、事前に建築計画等の届出をしてください。

＜問い合わせ先＞
墨田区都市計画部都市計画課
〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20
TEL 03-5608-6266